

施設常任委員会 資料



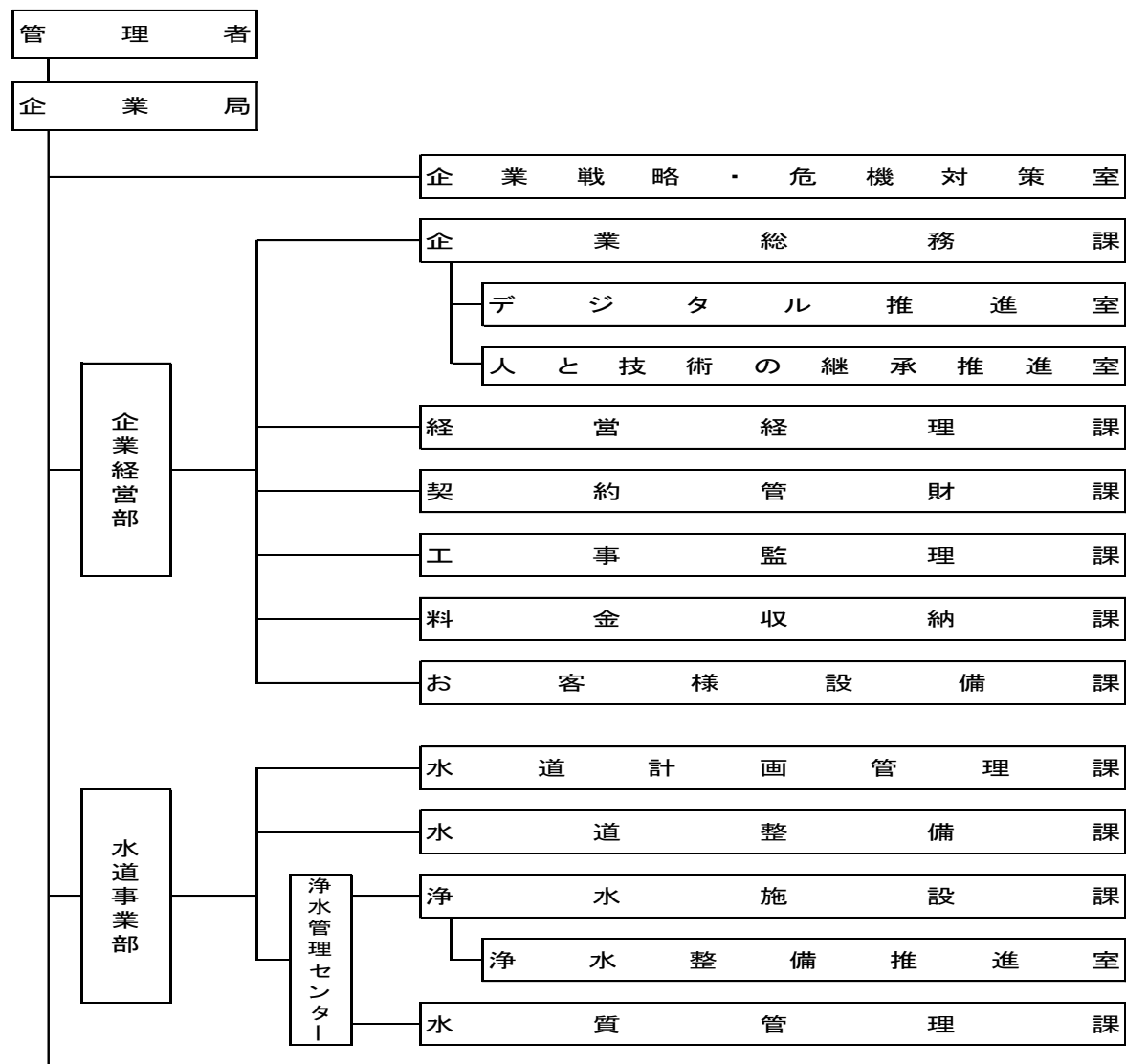
令和7年度

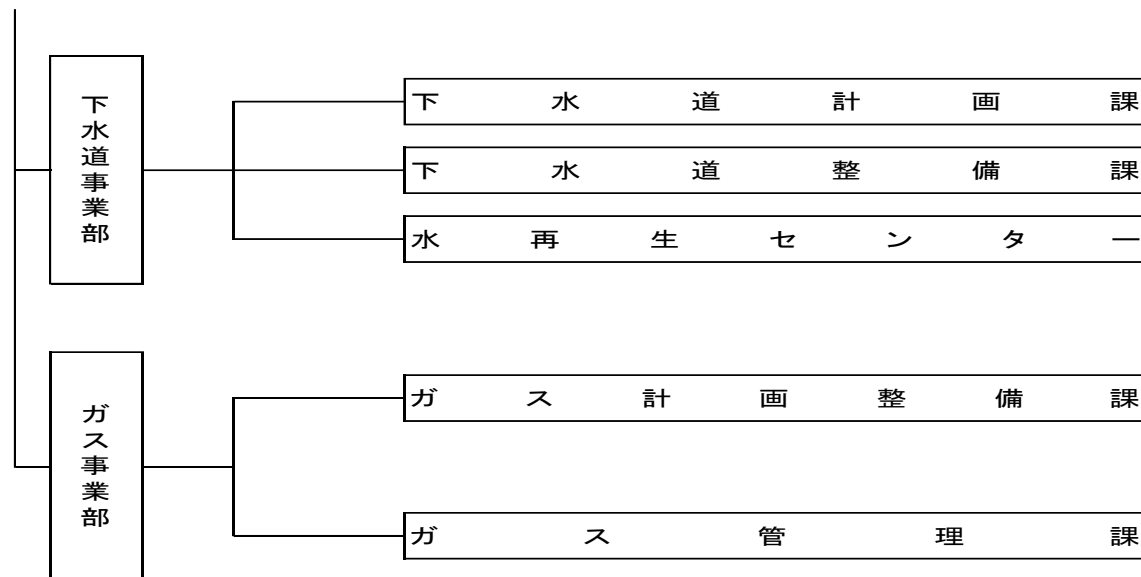
目 次

1	機構図	4
2	総 括(水道、下水道、ガス)	6
3	課の事務の概要	1 1
	企業戦略・危機対策室	1 1
	企業総務課	1 6
	デジタル推進室	2 1
	人と技術の継承推進室	2 4
	経営経理課	2 7
	契約管財課	3 2
	工事監理課	3 6
	料金収納課	3 8
	お客様設備課	4 3
	水道計画管理課	4 7
	水道整備課	5 4
	浄水施設課	6 5
	浄水整備推進室	7 2

水質管理課	7 6
下水道計画課	8 1
下水道整備課	8 7
水再生センター	9 3
ガス計画整備課	9 8
ガス管理課	1 0 4
4 参考資料	1 1 1
令和6年度水道、下水道、ガス事業実績 . . .	1 1 1
主要施設一覧	1 1 5

1 機構図 (令和7年4月1日現在)





昨年度からの変更

1. 水道、ガス、下水道の各事業において、災害や事故発生時において早期復旧に向け迅速に対応できる組織とするとともに、今後の社会情勢や事業環境の変化に柔軟に対応できる組織とするため、「技術部」及び「施設部」を、「水道事業部」、「下水道事業部」、「ガス事業部」に再編した。

また、「企業総務部」は公営企業として経営の視点に重点を置いた「企業経営部」に名称を変更した。

2. 「経営戦略室」と「危機管理室」を統合し、「企業戦略・危機対策室」として企業局長の直下に設置することで、経営課題の組織的な対応力の強化と危機管理体制の充実を図った。

2 総括（水道、下水道、ガス）

企業局が担う水道、下水道、ガスの３つのライフライン事業については、経営環境が節水型社会の進展、オール電化の普及、人口減少に伴う水・エネルギー需要の減少、物価高騰による経費の増嵩等により一段と厳しさを増すなか、更なる事業運営の効率化、ＤＸやＧＸの推進等が求められている。

上下水道とガス施設は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なインフラであるとともに、災害等の緊急時においても市民の生命と財産を守るライフラインであることから、常に安心、安全で安定した供給と水処理が求められている。

このような事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、安全で安定した施設運営と持続可能な事業経営を目指すため、令和７年度から令和１８年度までの１２年間を計画期間とした「湖都大津・新水道ビジョン（重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略））」、「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」並びに「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」をより実効性の高いものに改定した。

この経営戦略が掲げる施策目標の達成に向けて、同計画に基づく施設整備や維持管理、人材戦略やＤＸなどを推進し、企業局が一丸となり「夢があふれるまち大津」の実現に向け、安全かつ強靱そして持続可能な経営基盤を構築していく。

（１）水道事業

本市の水道事業は、昭和５年に給水を開始して以来、順次拡張事業を行い、現在、普及率は９９．９７％（給水区域内）で、年間有収水量は３，７３９万ｍ^３である（令和６年度末実績）。

給水人口の減少と水需要が減少していくというこれまで経験したことのない事業環境の中で、老朽化していく水道施設の維持管理や高まる更新需要への対応、水道を担う人材の確保や技術の継承、他水道事業者との連携促進や広域化への取組等、様々な課題に直面している。

このため、「湖都大津・新水道ビジョン」における「安全」、「強靱」、「持続」の基本方針のもと、「お客様との信頼を未来につなぐ湖都大津の水道」の実現に向けて、山積する課題の解決に取り組む。

「安全」施策については、浄水管理センターによる総合監視体制を構築し、水安全計画に基づく適切な浄水処理、管路における水質管理、給水装置における良好な水質の確保に向けた取組を強化する。

「強靱」施策では、今後の水需要の減少を見据え、水道施設の再構築を進めながら計画的な更新を行い、水道システム全体の効率化と高度化を図るとともに、自然災害による被害を最小限にとどめ、被災した場合にあっても、迅速に復旧できるしなやかな水道を実現するため、大規模地震を想定した水道施設の耐震化を計画的に進め、災害時の危機管理体制の強化を推進する。

「持続」施策では、次代を担う人材の確保と技術の継承に努め、県内水道事業者を先導する役割を発揮し、

滋賀県等と連携して広域化の推進に取り組むとともに、事業の透明性を確保するため、広報・広聴活動の充実とお客様サービスの向上に努め、また、業務の効率化を図るため、DXを推進するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向け、GXを推進する。

（２）下水道事業

本市の下水道は、昭和３６年度から事業に着手し、以後積極的に管渠整備に取り組んだ結果、湖西、大津、藤尾、湖南中部の４つの処理区を持ち、整備済面積は５，８０８ha、普及率は９８．５％で全国や滋賀県の平均を大きく上回る整備状況となっている（令和６年度末実績）。

下水道に求められることは、「身近な生活環境の向上」「浸水への備え」「びわ湖を始めとする水環境の保全」などに加えて、「老朽化した施設の改築・更新」、「激甚化する自然災害」及び「地球温暖化を始めとする自然環境の変化」への対応など、複雑・多様化している。さらに人口減少などに伴う下水道使用料の減少もあり、事業運営も懸念されるところである。

このような状況の中、「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」に掲げる「安全、安心で安定した大津の下水道」、「まちの浸水から暮らしを守る大津の下水道」、「健全で持続可能な大津の下水道」の基本方針のもと、「お客様の暮らしを支え守り続ける大津の下水道」の実現に向け、同計画に基づく事業を

推進していく。

安全、安心で安定した大津の下水道を実現するため、処理場や管渠の改築・更新を計画的に実施し、あわせて、大規模地震の発生時において機能が確保できるよう下水道施設の地震対策を進める。また、びわ湖の良好な水環境を守るため、下水道の未整備地域において、合併処理浄化槽との適切な役割分担のもと計画的・効率的な整備に努めると共に、下水処理の高度処理化に取り組む。

まちの浸水から暮らしを守る大津の下水道を実現するため、近年の局地的な集中豪雨による浸水被害からお客様の尊い生命と財産を守るハード・ソフト両面の浸水対策に取り組む。

健全で持続可能な大津の下水道を実現するため、民間委託の推進などの業務の効率化に取り組むとともに、人材の確保と技術の継承を図り、活力ある組織作りに取り組み、持続的な事業運営に努める。

（３）ガス事業

ガス事業は、昭和１２年に供給を開始して以来、計画的な拡張事業を行い、現在、使用率は６８．６％（供給区域内）で年間１億２，５０９万 m^3 （４５ＭＪ換算）のガスを供給している（令和６年度末実績）。

また、平成３１年から大津市ガス特定運営事業等を実施し、一般ガス導管事業者として、ガス導管、ガス供給施設の整備や託送管理等を担っているが、今後、本市のガス事業は、人口減少や省エネ機器の普及等に

より、ガス需要が減少していくという厳しい事業環境を迎えることとなる中、ガス施設の維持管理や計画的なガス導管の更新、需要家保安、大規模災害への対策などに取り組む必要がある。

このような状況の中、「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」に掲げる「安全、安心で安定した大津のガス」、「健全で持続可能な大津のガス」の基本方針のもと、「お客様に快適な暮らしを届ける大津のガス」の実現に向け、同計画に基づく事業を推進していく。

安全、安心で安定した大津のガスを実現するため、腐食や経年劣化等によるガス漏れを防止し、また、地震などの災害時にも安心してガスをお使いいただけるよう、今後も継続したガス導管の更新や災害に強い施設の整備を進めるとともに、安全点検の実施などにより、事故の未然防止に努め、万一のガス事故の発生に備え、迅速かつ適切な対応ができる危機管理体制の強化や地震発生時の供給継続性の向上を図る。

健全で持続可能な大津のガスを実現するため、適正な料金の水準を維持しつつ、都市ガスの普及を図るとともに、ガス需要に応じた施設の適正化や民間委託等の推進により経費削減を図ることで、効率的で効果的な組織体制、事業経営のもと、健全で持続可能な経営に努める。また、次代を担う人材の確保と技術の継承により、活力のある組織づくりに努める。

3 課の事務の概要

企業戦略・危機対策室

I 室の事務概要

- ① 局の事業の経営戦略、局の経営課題への対応に関すること。
- ② 局の事業の経営に係る調査及び研究に関すること。
- ③ 料金及び使用料の調査、検討及び設定に関すること。
- ④ 大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営権者との契約、調整等に関すること。
- ⑤ 大津市ガス特定運営事業等検証委員会に関すること。
- ⑥ 局の事業の広報に係る戦略及び活動に関すること。
- ⑦ 災害等危機事案に係る対策に関すること。
- ⑧ 災害等危機事案に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- ⑨ 企業局災害対策本部及び企業局事故対策本部に関すること。
- ⑩ 室の一般庶務に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの

1 上下水道、ガス事業の中長期経営計画（経営戦略）の改定

本市水道、下水道及びガス事業中長期経営計画（経営戦略）（令和２年度改訂版、令和３年度から令和１４年度まで）が令和６年度末をもって前期（令和３年度から令和６年度まで）を終えることに伴い、総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、令和７年度から令和１８年度までの１２年間の計画期間とする経営戦略に改定した。

改定に当たっては、庁内検討委員会で意見を取りまとめたほか、学識経験等を有する外部委員で構成する「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略等改定に関する懇談会」を設置し、広く意見を聴取した。

2 企業会計システム共同化協議会の運営

上下水道事業等の広域連携の推進や人的基盤の強化、ＤＸの推進などを通じた住民サービスの向上を目的に、令和３年１２月に本市のほかに滋賀県企業庁、長浜市、長浜水道企業団及び愛知郡広域行政組合の５事業体で、任意協議会「公営企業会計システム共同化協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。

令和６年度末までに９回の会議を開催し、１２事業体が協議会の趣旨に賛同し参画している。

本取組については、水道情報活用システムを活用したシステム共同化の先進事例として全国に認知され、業界紙への掲載や関係事例集への寄稿、国や他府県主催の研修会等で講演を行うなど、ほかの地方自治体での広域連携の推進などの取組の検討に貢献した。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 企業会計システムの共同化について

令和11年度の単一システム化を見据え、年4回の頻度で実務部会を開催し、システム仕様の単一化の検討と、事務処理の標準化に関する調整を引き続き実施する。また、県下のシステム単一化を目指し、協議会不参加事業体への参加啓発及び情報発信を継続して実施する。本業務は、全国の先進事例として様々な媒体で取り上げられており、多くの自治体等から講演等の派遣要請がある。全国からの注目度が高まることで、県内での活動に一層の機運の高揚が見込めることから、講演等の派遣要請に積極的に応じる。

なお、本取組については、将来的には単一化を目指して、段階的に進展する方針としており、滋賀県水道ビジョンにおいて掲げられている「県内一水道」の事務部門における取組として引き続き広域化の推進に貢献する。

2 大津市ガス特定運営事業等のモニタリングについて

大津市ガス特定運営事業等（事業期間：令和元年度から令和20年度まで）の管理者として、運営権者が実施するサービス水準のモニタリングを実施している。

令和6年度のモニタリング結果については、7月に開催予定の大津市ガス特定運営事業等検証委員会で評価及び検証を実施し、8月に結果を公表する予定である。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続を執ることを予定している計画 該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 下水道事業における滋賀県湖南中部処理区維持管理負担金単価改定（第10期：令和8年度から令和12年度まで）について

湖南中部処理区維持管理負担金については、大津市を含め9市2町が負担しており、令和7年度末に同処理区の第9期経営計画期間が満了となることから、今年度中に第10期（令和8年度から令和12年度まで）の経営計画が策定されることに伴い、単価の改定が予定されている。

滋賀県は大幅な単価改定を検討していることから、適切な単価となるよう、関係市町と連携し滋賀県と協議を行っていくとともに、単価上昇に伴う経営への影響についても精査していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

企業総務課

I 課の事務概要

総務グループ

- ① 企業局管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- ② 公印の保管に関すること。
- ③ 局、課及びデジタル推進室の一般庶務に関すること。
- ④ 水道、下水道及びガス事業の計画に係る総合調整に関すること。
- ⑤ 日本水道協会滋賀県支部に関すること。
- ⑥ 研修センターの維持管理に関すること。

人事グループ

- ① 職員の人事、給与及び労務に関すること。
- ② 職員の衛生、安全管理及び福利厚生に関すること。
- ③ 労働組合に関すること。
- ④ 局職員の研修計画及び実施に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 例規の整備及び法的課題の処理について

企業局所管の条例、管理規程等について、市長部局の例規との整合を図りつつ、制定、改廃等を行うとともに、局内所属の作成する告示、公告、要綱、契約書等の各種文書に関する審査を行う。

また、事業運営上で生じる法的な問題を含む諸課題について、関係所属と協力し、必要に応じて顧問弁護士に相談し、その解決にあたる。

2 コンプライアンスの推進について

全庁的な取組に加え、企業局独自の組織横断的な「大津市企業局不祥事再発防止対策検討会議」の取組を活用して、職員一人ひとりの意識改革を推し進め、コンプライアンスの徹底を図るとともに、企業局職員のメンタル不調の未然防止やハラスメントへの早期対応により、働きやすい職場づくりを実施する。

3 日本水道協会滋賀県支部の事業について

全国の水道事業体が加盟する日本水道協会滋賀県支部の事務局を当課が担っており、同協会が行う被災地への応援派遣についての連絡調整等を行う。

4 人事、給与関係事務について

企業局職員の給与支払事務及び職員の任免に関する事務を行うほか、効率的な組織体制とするため、適正な人員配置を計画する。

5 企業局内研修の実施について

水道、下水道及びガス事業の業務に必要な専門的知識や技術を習得させるとともに、企業局職員の資質向上を図るため、「大津市企業局職員研修計画」に基づき、研修を実施する。また、研修内容については実効性があるよう、毎年当該計画の見直しを行っている。

なお、令和7年度は、役職定年後の長いキャリアにおいて豊富な知識、技術、経験を十分に発揮できるよう、引き続き積算システムやマッピングシステムなどの最新システムを学び直す機会として、リスクリソグ研修を研修体系に組み込んでいく。

また、技術継承の取組については、「人と技術の継承推進室」と連携し、3事業ごとに継承すべき技術と目指すべき職員像を具体化し、3事業別の育成計画の体系化を目指す。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術職員の確保について

技術職員については、労働者人口の減少とともに、土木工学科を専攻する学生の減少など様々な要因により、全国的に官民間問わずその人材の確保が困難となっており、本市においても例外ではない。加えて、企業局においては、近年30代、40代のベテラン職員の流出により、さらに深刻な状況に陥っている。このことから、昨年度に引き続き「人と技術の継承推進室」を中心に、局内横断的に、人材確保と離職対策のあらゆる取組を立案し、実行していく。

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

デジタル推進室

I 室の事務概要

- ① デジタル化の推進及び情報システムの運営及び管理に関すること。
- ② デジタル・ガバメント委員会に関すること。
- ③ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ④ O A 機器の管理及び導入に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 デジタル化の推進について

令和6年4月に改定した「大津市企業局デジタルトランスフォーメーション戦略」に基づき、政策調整部DX推進室が令和6年3月に改定した大津市DX戦略と調和を図りながら、スマート自治体の実現に向け、全ての行政分野にICTを徹底的に利活用しつつ、これまでと変わらず10年、20年後も「お客様

から信頼され、お客様のくらし支えるパートナー」であり続けるため、デジタル化を推進する。

2 デジタル人材の育成について

行政手続きのオンライン化や情報システムの標準化・共通化など、自治体におけるDXの取組を効率的かつ効果的に実行していくためには、全庁的、組織横断的な推進体制が不可欠である。また、DXの推進には、職員一人一人が主体的かつ主導的に取り組んでいくことが必要なことから、市長部局と連携しながら、中長期的な視点で人材育成に取り組んでいく。

3 情報セキュリティ対策について

企業局の各システムは、お客様情報、施設情報、経理情報等極めて重要な情報を取り扱っている。

「大津市企業局情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報・機密情報をはじめとする情報資産を外部からの侵入や情報漏えい等のあらゆる脅威から保護することに努めている。

今後も、定期的な情報セキュリティに関する注意喚起通知を行うとともに、市長部局と合同で情報セキュリティ研修を実施し、職員の意識向上に努めていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 市長部局との連携について

デジタル技術やA I等の活用により、お客様サービスの向上や行政事務の効率化、生産性向上を目指していくためには、大津市一体としてデジタル化の推進に取り組んでいく必要がある。

このことから、市長部局と密に連携を図りつつ、部局を超えた組織横断的な取組を実施していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

人と技術の継承推進室

I 室の事務概要

- ① 技術職員の確保に係る取組に関すること。
- ② 職場への定着の促進に係る取組に関すること。
- ③ 技術継承の取組に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 近隣大学との官学連携による本市の採用PR活動について

(1) 浄水場・処理場の見学会の開催

土木系学部を有している近隣大学の学生に対し、浄水管理センターと水再生センターへの見学会を開催する。学生にとっては、座学で学んだことを現場でも学ぶ機会を得ることができる一方、本市においては、参加者の中から公共事業に関心を持ち本市の採用につながれば、双方にとってメリットになる官学連携事

業となる。

(2) 大学の講義等への職員の参画

大学の講義に本市職員が登壇し、シラバスに沿って本市の事業を説明し、公共事業への関心を高める。

2 人材の定着にかかる取組の実施について

昨年度に実施した中堅職員を対象にした職員ミーティングを、対象者を変えて実施する。職員が自由に意見を言える場を提供するとともに、ミーティングを通じて出てきた様々な課題に対して、丁寧に取り組んでいく。

3 技術継承の取組について

水道、下水道、ガスの事業ごとに継承すべき技術と目指すべき職員像を定め、その育成モデルケースをもとに、人材育成計画を作成する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術職員の確保及び定着に向けた一般部局との連携について

技術職員の確保及び定着については、企業局内での取組で解決できない課題もある。そのため、人事課をはじめとした一般部局の関係課と情報を共有し、市全体で取り組んで行く必要がある。

2 技術の習得・維持向上について

安心、安全で安定し持続可能な施設の維持管理をする上で最も重要なのは、職員の専門的技術の習得・維持向上であり、その観点から、現場でのOJTを引き続き実施し、職員のレベルアップを図っていく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

経営経理課

I 課の事務概要

出納グループ

- ① 収入及び支出処理に関すること。
- ② 収入及び支出等書類の審査に関すること。（決算整理に関するものを除く。）
- ③ 資金計画に関すること。
- ④ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- ⑤ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ⑥ 公印の保管に関すること。
- ⑦ 課の一般庶務に関すること。
- ⑧ 資金の運用に関すること。

経理グループ

- ① 予算編成及び執行管理に関すること。
- ② 決算に関すること。
- ③ 財政計画の策定及び長期収支見通しに関すること。

- ④ 企業債の借入と償還に関すること。
- ⑤ 財務諸表の作成及び業務状況の公表に関すること。
- ⑥ 料金、使用料改定のうち原価計算に関すること。
- ⑦ 固定資産台帳の管理に関すること。
- ⑧ 諸統計に関すること。
- ⑨ 振替伝票（決算整理に関するものに限る。）の審査に関すること。
- ⑩ 企業会計システムの運営、管理及び調達に関すること。
- ⑪ 資金の調達、運用に関すること。
- ⑫ 託送供給収支計算書の作成・公表に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 経理事務について

令和6年度に改訂した中長期経営計画（経営戦略）に基づき、長期収支見通しの作成や予算編成を行い、経営目標を達成することにより、経営の健全化に取り組む。

また、予算の執行管理を適正に行うとともに、正確な決算の調製に努める。

2 出納事務について

確実に適正、迅速な出納処理に努めるとともに、引き続き事務の効率化を図っていく。

3 資金管理に関する取組について

資金管理プロジェクトチームを課内に設置しており、進捗管理及び機動的な事務の推進と成果の獲得に取り組む。

定期預金による資金運用については、安全性に配慮しつつ、より効率的な運用に努める。

債券運用については、ガスの資金を活用し、定期預金より高い利息収入の確保に努めるとともに、さらなる資金の有効活用策について検討していく。

4 広域連携の取組について

経理職員の知見を広め、近隣団体との広域連携に資するため、今年度も引き続き経理事務担当者会議の開催を継続する。

また、令和11年度の会計システム共同化に向けて、事務処理の標準化と単一仕様の検討作業を継続するとともに、協議会不参加団体への働き掛けや参加意向確認等を適宜行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 適切な予算執行管理と事業運営に必要な財源の確保について

各事業において、料金収入等の事業収入は減少し、維持管理等の経費が増加していく傾向にある。また、水道事業及び下水道事業においては、大規模な施設整備や更新等により今後の資金需要が高まる。

このことから、予算不足が生じないように、例年以上に計画的かつ効率的な予算の執行管理に注力するとともに、必要な財源の確保に取り組む。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

契約管財課

I 課の事務概要

契約グループ

- ① 企業局入札監視委員会に関すること。
- ② 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ③ 建設工事等に係る業者の入札参加資格確認に関すること。
- ④ 企業局建設工事等契約審査委員会に関すること。
- ⑤ 物品の購入等の入札及び契約並びに出納保管に関すること。
- ⑥ 企業局委託業務等契約審査委員会に関すること。
- ⑦ 不用物品の処分（貯蔵品）に関すること。
- ⑧ 公印の保管に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

管財グループ

- ① 局の財産の管理、登記及び処分の総括に関すること。
- ② 物品の購入等（車両及び備品）の入札及び契約並びに出納保管に関すること。

- ③ 不用物品の処分（車両及び備品）に関すること。
- ④ 局が所管する市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。
- ⑤ 局が所管する市有自動車の点検整備に関すること。
- ⑥ 市有物件災害共済に関すること。
- ⑦ 自動車損害賠償責任保険に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 契約管理事務の執行について

企業局が発注する工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、契約審査委員会、入札監視委員会を設け、その公共性の観点から透明性、競争性、公平性の確保に努めている。

役務に係る委託業務についても、契約審査委員会を設け、発注方法及び業者選定の適正性の確保に努め

るとともに、入札結果や随意契約の理由を企業局ホームページ上で公表し、透明性の確保に努めている。

また、工事発注において、予算の「債務負担行為」を積極的に活用し発注時期を平準化することにより、年度末の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量の安定化を図っている。

なお、工事等の発注に伴う入札制度については、予定価格及び最低制限価格の事後公表を継続しており、適正で効率的な入札・契約事務を実施している。

2 財産の管理及び処分について

企業局内の行政財産を除く土地建物等の財産について、活用が見込めない未利用土地は、売却処分による収益の確保を図る。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 未利用土地の売却について

企業局が保有する財産のうち用途を廃止したポンプ場、配水池の跡地など、将来的に活用が見込めないと判断される未利用土地について、経営健全化の一端として売却による処分を行っている。これらの土地については、従前の利用目的から、立地や形状等売却の条件に恵まれないものもあるが、市場性、公共性を勘案し、用地整理を進めるとともに、市の広報だけでなく民間事業者を通じた販売促進を行うなど、売却処分に向けた取組を進めていく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

工事監理課

I 課の事務概要

工事検査グループ

- ① 請負、給配水施設工事の検査に関すること。
- ② 請負、給配水施設工事の検査に伴う技術指導に関すること。

技術監理グループ

- ① 水道、下水道及びガス施設情報の管理及び運営に関すること。
- ② 企業局技術委員会及び各種部会に関すること。
- ③ 水道、下水道及びガス器材の承認並びに工法及び技術基準に関すること。
- ④ C A D積算システムの運用・保守に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

企業局発注工事に係る書類の簡素化について

令和6年度に作成した企業局工事関係書類作成マニュアル（案）を試行運用し、滋賀県工事管理情報システムの活発な活用を促す。このことにより、工事に係る帳票の電子納品に加え、工事書類の簡素化（ペーパーレス化）を進める。

Ⅳ 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

Ⅴ 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

料金収納課

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水道、ガス料金及び下水道使用料の賦課調定に関すること。
- ② 納入通知書に関すること。
- ③ 水道、ガス料金及び下水道使用料その他の収納金の収納及び精算に関すること。
- ④ 「お客様センター業務」の運営管理（窓口受付関係）に関すること。
- ⑤ 「お客様センター業務」の更新準備に関すること。
- ⑥ ガス料金收受等代行業務委託の会計処理に関すること。
- ⑦ ガス料金收受等代行業務委託契約の請求及び同業務委託のうち窓口受付関係に関すること。
- ⑧ 企業局DX戦略に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

収納グループ

- ① 水道、ガス料金及び下水道使用料の督促に関すること。
- ② 水道の給水及びガスの供給停止並びに当該停止処分の取り消しに関すること。

- ③ 水道、ガス料金及び下水道使用料の債権管理及び不納欠損処分に関すること。
- ④ 「お客様センター業務」の運営管理（収納及び整理関係）に関すること。
- ⑤ ガス料金收受等代行業務委託契約のうち、収納及び整理関係に関すること。
- ⑥ 滞納情報（警察照会を含む。）等の照会回答に関すること。
- ⑦ 下水道賦課漏れに係る収納管理に関すること。

計量検針グループ

- ① 検定満期メーターの取替に関すること。
- ② 開閉栓業務及び下水道の一時休止に関すること。
- ③ 下水道使用量の認定に係る請求に関すること。
- ④ 漏水認定に関すること。
- ⑤ 貯蔵品の購入、たな卸経理及び管理に関すること。
- ⑥ ガス事業の託送供給に関すること。
- ⑦ ガス導管業務（最終保障、スイッチング業務等）に関すること。
- ⑧ 託送使用申込及び使用量の請求（負荷計測器の管理）に関すること。
- ⑨ 「お客様センター業務」の運営管理（検針・開閉栓関係）に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 企業局お客様センターの運営について

2 水道及びガスメーターの管理、交換等について

検定満期によるメーターについては、計量法（水道８年、ガス１０年）に基づき適切に交換業務を行っている。お客様の事情等により交換保留となっている案件については、早期の交換に努める。

なお、今年度は、水道２８，６００台、ガス１１，４００台の交換を予定している。

3 企業局ＤＸ戦略の推進について

お客様サービスの向上を目的に令和４年４月から開始した、ＷＥＢ上で使用量や料金等を照会できるサ

ービス「未るみる」は、令和6年度には導入開始からの登録者数が1万件を超えた。今年度は引き続き登録者の増加促進に努める。

また、様々な手続きのデジタル化を検討し、業務の改善を図るとともに、事務の迅速化と効率化を進めていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 次期お客様センター業務の契約更新について

水道、ガスの開閉栓の受付から、検針、料金収納、滞納整理に至るまでの一連の業務並びに上下水道、ガスの審査業務について対応できるよう、お客様センターを設置し、その運営については現在、下記のとおり民間ノウハウを活用した包括委託により実施している。

受託者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5カ年）

現契約期間が令和８年度末をもって終了することから、次期当該業務の契約に向け、現在の包括委託内容を精査するとともに仕様を見直し、詳細設計を行うなど、着実に準備を進める必要がある。

２ 検定満期メーター交換業務の最適化について

委託業者の高齢化等により人材不足が懸念されることから、継続的に安定して事業が遂行できるよう委託業者の選定方法を検討する。

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

お客様設備課

I 課の事務概要

開発調整グループ

- ① 開発事業等に伴う水道、ガスの供給及び下水道施設の設置申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関すること。
- ② 給水申請に係る配水管の施設受納に関すること。

業務グループ

- ① 指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店及び指定ガス工事店に関すること。
- ② 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関すること。
- ③ 下水道水洗化普及促進に関すること。
- ④ 下水道使用料賦課漏れに係る調査及び収納交渉に関すること。
- ⑤ 課の一般庶務に関すること。

装置グループ

- ① 給水装置及びガス供給装置工事の受付、審査及び精算に関すること。

- ② 下水道排水設備工事の受付、審査に関すること。
- ③ 給水装置申込みに伴う鉛給水管対策に関すること。
- ④ 公共汚水ますの設置に関すること。
- ⑤ 上下水道・ガス審査窓口業務の委託に関すること。
- ⑥ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事及び舗装単価契約に関すること。
- ⑦ 水洗便所等の改良助成に関すること。
- ⑧ 自家用污水ポンプ施設設置等補助に関すること。

検査グループ

- ① 給水装置、排水設備及びガス供給装置工事の検査に関すること。
- ② 指定工事店への技術指導に関すること。
- ③ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 水道・ガス・下水道工事申請等WEB受付システムの業務フロー検証と既存オーダーシステムとのデータ連携について

令和6年度から水道・ガス・下水道工事申請等WEB受付システムを運用開始したが、現在は既存のオーダーシステムとのデータ連携を手入力で行っている。そこで、事務の軽減、入力間違いミスを未然に防止するため、オーダーシステムの改修（データの取込機能の追加）を行う。

Ⅳ 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

Ⅴ 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

水道計画管理課

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① 水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 水道施設に関する企画、調査及び統計に関すること。
- ③ 水道事業計画の策定、計画策定等に係る調整会議の運営に関すること。
- ④ 水道事業の認可及び水利権に関すること。
- ⑤ 水道事業における広域化の推進に関すること。
- ⑥ 水道事業に係る交付金、国庫補助等の総合調整に関すること。
- ⑦ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に全体計画の策定、事務的補助等）に関すること。
- ⑧ 導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）に係る用地取得に関すること。
- ⑨ 水道に係る事故等の対応（主に関係部署との連絡調整、復旧計画策定等）に関すること。
- ⑩ 課の一般庶務に関すること。

維持グループ

- ① 導送配水管の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関すること。
- ② 導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）の管理計画の策定及び実施に関すること。
- ③ 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（水道施設の点検、水道の緊急保安、修繕業務等）の管理、調整に関すること。
- ④ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に実施計画の策定、調査、実施等）に関すること。
- ⑤ 水道修繕業務等に係る舗装本復旧に関すること。
- ⑥ 導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）に係る用地管理に関すること。
- ⑦ 導送配水管に係る占用許可の更新手続に関すること。
- ⑧ 水道の私有管等の受納処理に関すること。
- ⑨ 水道施設の災害対策に関すること。
- ⑩ 水道に係る事故等の対応（主に保安センターとの連携、一次対応等）に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 湖都大津・新水道ビジョンの重点実行計画の推進について

令和6年度に改訂した「湖都大津・新水道ビジョン」に基づき、強靱で効率的な水道システムの再構築を進めるために、「重点実行計画」の各事業の適正かつ着実な実施を推進していく。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ① 目標年次 | 令和18年度 |
| ② 事業期間 | 令和7年度～令和18年度 |
| ③ 計画給水人口 | 337,888人（令和18年度予測値） |
| ④ 年間給水量 | 3,816万m ³ （令和18年度予測値） |
| ⑤ 総事業費 | 637億1500万円 |

2 今年度の事業計画について

（1）送配水管の維持管理事業について

安全で安心な水の供給を継続するため、各種配水施設の総合点検を軸に調査点検を実施し、また、調査点検結果に基づき、必要に応じて速やかに修繕等を実施する。

水管橋については、点検結果等を基に作成した水管橋維持管理計画により、補修工事等を実施し、事故防止と施設の延命化を図る。

さらに、管内面の汚れによる濁水、滞留水による水質低下を防止し、適切な水質を維持するため、定期的に洗浄作業を実施する。

（２）配水ブロック化事業について

配水管理の効率化や災害や漏水等における復旧作業の迅速化を図るため、配水ブロックの構築に取り組んでいる。配水管の整備等、関係課との連携を図りながら、真野・堅田・雄琴・瀬田の各地区でブロック構築を順次実施していく。

（３）漏水防止対策事業について

漏水調査は、有収率の向上と漏水に起因する道路陥没による事故の未然防止等を目的に実施している。調査は、昭和５６年度から実施しており、昭和５５年当時の有収率７９．５％は、令和６年度末現在で９４．９％となった。

令和７年度は、第１０次漏水防止計画に基づき、漏水比率が高い鉛製給水管の戸別音聴調査及び、市

内全域の硬質塩化ビニル管（ＶＰ管）の約半数に対する路面音聴調査並びに耐用年数を超過した配水管を対象とした管路音圧調査を実施する。

さらに、平成２８年度から取り組んでいる漏水事故多発管路を対象とした「管路維持管理調査」などの調査により、漏水の抑制や漏水発生区域を早期発見するなど、水道水の安定給水に努める。

委託調査 戸別音聴調査 ９，３１１戸

路面音聴調査 １６８ｋｍ ほか

直営調査 管路音圧監視システムを用いた調査

漏水事故多発管路（仰木の里（湖西道路山側）ほか）

（４）企業局保安センターの運営管理について

大津市ガス特定運営事業等に係る附帯業務を実施する企業局保安センターの運営管理及び調整・連携を強化し、モニタリングにより水道の更なる保安向上と安定供給に努める。（月例報告会/毎月、四半期事業報告会４回/年、年度事業報告会１回/年）

（５）水利使用許可の更新について

本市では、琵琶湖を水道水源として使用するため、河川管理者（国土交通省）から琵琶湖表流水の水利使用許可を得ており、許可期間は１０年間（最長）となっている。現在の許可期限が令和８年３月末

であることから、令和7年度において水利使用許可の更新に伴う許可申請を行う。

(6) 上下水道施設耐震化計画の策定について

上下水道の一体的な整備により、重要施設等を考慮した水道管路の効率的な更新及び耐震化を図ることを目的に、国土交通省の交付金事業を活用し、上下水道耐震化計画を策定する。なお、本市下水道事業では、大津市下水道総合地震対策計画を策定済みであることから、令和7年度においては水道管路の耐震化計画の策定を行い、これらを合わせて上下水道一体の計画とする。

(7) 滋賀県水道事業者における広域連携の推進について

令和4年度に県で策定された「滋賀県広域化推進プラン」に基づき、引き続き県や近隣の水道事業者との連携体制を構築し、業務・施設の共同化など、さらなる広域化を推進する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術の習得・維持向上について

安心、安全で安定した持続可能な水道施設の維持管理をする上で最も重要なのは、職員の専門的技術の習得・維持向上であり、その観点から、現場でのOJTを引き続き実施し、職員のレベルアップを図っていく必要がある。

2 水道DXの取組について

大津市では有収率が94.9%と比較的高く、現状の漏水調査で実績を上げているが、今後、調査業務人員の不足や業務の効率化を鑑み、第10次漏水防止計画においては、水道DXを試験的に採用し、人工衛星を利用した漏水探知、またAIによる管路の劣化診断や、宇宙ビックデータを利用したリスク判定など、漏水調査のみならず、管路更新の優先度の選別など、費用対効果を含め導入を推進していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水道整備課

I 課の事務概要

建設グループ

- ① 水道事業計画に基づく導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）の設計及び施工に関すること。
- ② 経年化導送配水本管の改良工事に係る設計及び施工に関すること。
- ③ 漏水、給水不良等に伴う改良工事に係る導送配水本管の設計及び施工に関すること。
- ④ 給水申請に伴う送配水管の設計及び施工に関すること。
- ⑤ 給水申請に伴う送配水管の自主施工監理に関すること。
- ⑥ 工事の施工に伴う水道管洗浄作業に関すること。
- ⑦ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に調査、実施等）に関すること。
- ⑧ 水道に係る事故等の対応（主に応急給水、復旧作業等）に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

改良グループ

- ① 経年化配水支管の改良工事に係る設計及び施工に関すること。
- ② 漏水、給水不良等に伴う改良工事に係る配水支管の設計及び施工に関すること。

- ③ 局の水道事業以外の事業等に起因する導送配水管の移設、撤去工事に係る設計及び施工に関すること。
- ④ 鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関すること。
- ⑤ 工事の施工に伴う水道管洗浄作業に関すること。
- ⑥ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に調査、実施等）に関すること。
- ⑦ 水道に係る事故等の対応（主に応急給水、復旧作業等）に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 志賀地区配水管整備事業（真野浄水場～八屋戸浄水場間）

八屋戸浄水場は、電気・機械設備の大規模な更新時期が迫っており、これらの更新には多額の費用を要することから、真野浄水場～八屋戸浄水場間で令和4年度より送配水管路整備を行い、八屋戸浄水場を廃止して加圧施設に変更することで、更新費用の縮減を図る。

なお、八屋戸浄水場の廃止については、令和14年度を目標としている。

【全体事業概要】

事業期間 令和4年度から令和14年度まで

事業内容 八屋戸～真野浄水場間送配水管整備 L＝9, 200m

① 令和6年度（繰越）工事：水明一丁目地先

送配水管布設 DIPφ400mm L＝56m

鞘管推進工 STKφ550mm L＝16m

② 令和7・8年度（債務負担行為）工事：和邇今宿ほか地先

配水管布設 DIPφ300mm L＝720m

③ 令和7年度工事：小野地先

送配水管布設 DIPφ400mm L＝25m

水管橋 SUSφ400mm L＝15m

2 膳所平尾配水池系送配水管整備事業

国分・石山地区の安定給水を図るため、老朽している国分加圧ポンプ場の廃止や国分・石山配水池系の

相互融通機能の強化を目的に、膳所平尾配水池系の配水管 $\phi 300 \sim 400 \text{ mm}$ $L = 2,100 \text{ m}$ の整備を行う。

【全体事業概要】

事業期間 令和4年度から令和10年度まで

事業内容 膳所平尾配水池系送配水管整備 $L = 2,100 \text{ m}$

① 令和6・7年度（債務負担行為）工事：国分一丁目ほか地先

送配水管布設 DIP $\phi 300 \text{ mm}$ $L = 759 \text{ m}$

3 老朽铸铁管布設替事業（基幹管路）

（1）真野低区系配水管更新事業

真野低区配水池系の配水幹線 $\phi 900 \sim 1,000 \text{ mm}$ については、昭和48年～55年に布設された経年化管路であることから、管路再構築計画に基づき、 $\phi 800 \text{ mm}$ $L = 4,050 \text{ m}$ を布設替えする。

【全体事業概要】

事業期間 令和4年度～令和14年度まで

事業内容 真野浄水場～御呂戸川付近 送配水管整備 L = 4, 050 m

① 令和6年度（繰越）工事：真野一丁目ほか地先

送配水管布設 DIP ϕ 800 mm L = 367 m

② 令和7・8年度（債務負担行為）工事：真野三丁目ほか地先

送配水管布設 DIP ϕ 800 mm L = 165 m

鞘管推進工 HP ϕ 1000 mm L = 42 m

③ 令和7年度工事：真野三丁目地先

送配水管布設 DIP ϕ 800 mm L = 80 m

DIP ϕ 300 mm L = 230 m

水管橋 SUS ϕ 300 mm L = 70 m

(2) 真野浄水場導水管更新事業

真野浄水場の導水管 ϕ 800 mm については、昭和48年度に布設され、既に40年以上が経過している経年化管路であることから、管路再構築計画に基づき、 ϕ 800 mm L = 771 m を布設替えする。

① 令和6・7年度（債務負担行為）工事：真野六丁目ほか地先

導水管布設 DIP $\phi 800\text{mm}$ $L = 728\text{m}$

② 令和6年度（繰越）工事：真野六丁目地先

水管橋 鋼管 $\phi 800\text{mm}$ $L = 32\text{m}$

 DIP $\phi 800\text{mm}$ $L = 11\text{m}$

（3） 山上低区系送水管更新事業

山上低区配水池系送水管は、昭和48年に布設された経年化管路であることから、管路再構築計画に基づき、 $\phi 700\text{mm}$ $L = 1,190\text{m}$ を布設替えする。

① 令和5・6年度（債務負担行為）繰越工事：松山町ほか地先

山上低区系送水管 DIP $\phi 700\text{mm}$ $L = 1,116\text{m}$

山上低区系配水管 DIP $\phi 300\text{mm}$ $L = 541\text{m}$

4 老朽配水管布設替事業（配水支管編）

膨大な水道管路が更新時期を迎え、老朽した水道管の漏水事故が発生していることから、管路再構築計画（配水支管編）に基づき更新を行っていく。

【全体事業概要】

事業期間 平成28年度～令和16年度

事業費 73億2000万円

事業量 $L = 37,793\text{m}$

① 令和6年度（繰越）工事：長等二丁目地先

配水管布設替 DIP $\phi 150\text{mm}$ $L = 148\text{m}$

② 令和7年度工事：長等二丁目地先

配水管布設替 DIP $\phi 150\text{mm}$ $L = 90\text{m}$

③ 令和7年度（国庫補助対象）工事：長等二丁目地先

舗装（修景舗装）復旧工事 半たわみ $A = 700\text{m}^2$

ショットブラスト $A = 1,400\text{m}^2$

④ 令和7年度工事：音羽台ほか地先

配水管布設替 DIP $\phi 400\text{mm}$ $L = 30\text{m}$

DIP $\phi 300\text{mm}$ $L = 45\text{m}$

PE $\phi 75\text{mm}$ $L = 80\text{m}$

5 配水管改良事業

土壌腐食や老朽化による漏水事故履歴のある水道管の布設替工事を実施し、安定給水に努めている。

① 令和6年度（繰越）工事：栗原地先

送水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 766m

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 439m

PE ϕ 50mm L = 455m

② 令和7年度工事：大石淀一丁目ほか地先

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 50m

水管橋布設替 SUS ϕ 150mm 一式

③ 令和7年度工事：坂本七丁目地先

配水管布設替 PE ϕ 75mm L = 60m

PE ϕ 50mm L = 105m

④ 令和7年度工事：浜大津二丁目地先

配水管布設替 PE ϕ 50mm L = 50m

6 鉛製給水管更新事業

鉛が溶出することによる健康被害への不安を解消するとともに、漏水による二次災害を防止するため、計画的な更新を行っていく。

① 令和6年度（繰越）工事：際川三丁目地先ほか

給水管布設替 75箇所

② 令和7年度工事：本宮二丁目地先

給水管布設替 76箇所

7 送配水管移設事業

道路や河川などの公共工事及び民間工事で支障となる水道管の移設工事を実施することにより、効率的な安定給水を図っていく。

① 令和6年度（繰越）工事：和邇北浜地先

下水道工事に伴う配水管本設 PEφ100mm L=327m

PEφ75mm L=119m

PEφ 50mm L=329m

② 令和6年度（繰越）工事：大物地先

下水道工事に伴う配水管本設 PEφ75mm L=116m

PEφ50mm L=111m

③ 令和7年度工事：坂本八丁目地先

道路工事に伴う配水管移設 PEφ75mm L=70m

PEφ50mm L=15m

④ 令和7年度工事：北小松地先

道路工事に伴う配水管本設 PEφ100mm L=220m

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 鉛製給水管更新事業について

鉛製給水管更新事業については、平成２８年度から令和８年度を目途に鉛製給水管が一定規模で残存する中小規模団地において計画的に実施している。中小規模団地における更新完了後は、市内各地に点在する鉛製給水管が対象となることから、業務効率の低下が予想される。

そのため、残存する鉛製給水管の箇所を再確認し、整理した上で、効率的な施工方法や施工範囲の検証を行う必要がある。

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

浄水施設課

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水道施設の運転管理の総括に関すること。
- ② 水道施設の水運用に関すること。
- ③ 浄水統計に関すること。
- ④ 水道施設の保全管理の総括に関すること。
- ⑤ 水道施設の構内取締に関すること。
- ⑥ 浄水管理センターの維持管理に関すること。
- ⑦ 課及び浄水整備推進室の一般庶務に関すること。

計画グループ

- ① 浄水場、加圧設備、配水池等に係る計画に関すること。
- ② 電気主任技術者業務に関すること。

設備グループ

- ① 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計、施工（電気、機械設備）に関すること。

- ② 遠方監視設備等の保安全管理に関すること。
- ③ 自家用電気工作物の保守点検に関すること。

建設グループ

- ① 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計、施工（土木、建築工事）に関すること。
- ② 水道施設の用地管理に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

「湖都大津・新水道ビジョン（重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略）」に掲げる施策方針に基づき、浄水場、加圧施設及び配水池の統廃合、計画的な更新並びに耐震化等を実施するとともに、適切な水道施設運転管理に努めることで、効率的かつ安全で安定した水道水の供給確保を目指す。

1 水道施設更新改良整備事業について

稼働中の浄水場、加圧・配水池施設および設備機器の多くが更新時期を迎えている中、施設の現状に応

じて事業費の縮減対策を検討し、老朽化設備等の計画的、効率的な更新改良、主要施設の耐震化工事並びに業務委託を実施する。

今年度の主な計画工事等はおりのとおりである。

- (1) 真野浄水場脱水設備延命化 (R 6 ~ R 7 債務負担)
- (2) 真野浄水場取水ポンプ更新 (R 7 ~ R 8 債務負担)
- (3) 柳が崎浄水場次亜注入設備更新改良工事 (R 7 ~ R 8 債務負担)
- (4) 柳が崎浄水場受変電設備更新改良工事 (R 6 ~ R 8 債務負担)
- (5) 膳所浄水場中央監視装置延命化
- (6) 膳所浄水場取水ポンプ更新
- (7) 膳所浄水場電気設備延命化
- (8) 新瀬田浄水場ろ層、表洗管更新工事 (4号池) (R 7 ~ R 8 債務負担)
- (9) 新瀬田浄水場フロック形成池流入ゲート弁更新工事 (R 7 ~ R 8 債務負担)
- (10) 新瀬田浄水場流量計更新 (ろ過)
- (11) 真野取水場発電機盤設置工事 (R 7 ~ R 8 債務負担)
- (12) 大谷加圧設備改良工事 (R 6 ~ R 7 債務負担)

- (13) 池ノ内加圧設備改良工事（Ｒ７～Ｒ８債務負担）
- (14) 坂本第一加圧設備改良工事（Ｒ７～Ｒ８債務負担）
- (15) 山上地区テレメータ設備更新工事（Ｒ７～Ｒ８債務負担）
- (16) 加圧ポンプ更新工事（寺辺加圧２号ポンプ更新）
- (17) 真野高区加圧発電機盤改造工事
- (18) 膳所浄水場延命化基本設計業務委託
- (19) 真野浄水場搔寄機改修に伴う実施設計業務委託
- (20) 遠方監視子局更新整備工事第２期実施設計業務委託
- (21) 大都配水池施設統廃合基本検討業務委託
- (22) 瀬田配水池更新改良工事（Ｒ５～Ｒ６債務負担）繰越
- (23) 膳所平尾配水池更新改良工事（Ｒ５～Ｒ６債務負担）繰越
- (24) 内畑加圧設備改良工事（Ｒ５～Ｒ６債務負担）繰越
- (25) アスベスト分析調査業務（仰木第２加圧ポンプ場ほか１３カ所）
- (26) 水道事業現場技術業務

2 遠方監視施設整備事業について

平成15年度に整備した「遠方監視設備」の更新事業で、経済産業省、厚生労働省で進められてきたICT、IoT技術である水道標準プラットフォーム「水道情報活用システム」を活用することで、水道事業の効率化を図っていく。当該事業については、昨年度まで第1期事業として子局更新整備を中心に事業を推進し、令和7年度は、第2期子局更新整備の実施設計業務を行う。

3 水道施設の運転管理について

水道施設運転管理業務については、浄水場を含む水道施設の安定した運用を継続させるため、平成17年度から民間委託を開始し、平成29年度から薬品等の購入、関連業務を包含した包括的委託業務として実施しており、当該業務のモニタリングを通じて浄水場、加圧設備、配水池設備等の異常や不具合の早期発見に努め、適切な修繕等の保全管理を行い、設備の安全性の向上と延命化、維持管理コストの縮減を図り、清浄で安全な水道水を供給している。

現在の業務委託の状況は、次のとおりである。

委託業務の名称 水道施設運転管理業務

履行期間 令和6年4月1日から令和7年度末までの2年間

委託料 21 億 1,970 万円（R 5 ～ R 7 債務負担行為）

受託業者名 日立製作所・水みらい広島大津市企業局水道施設運転管理業務共同企業体

なお、今後の同業務については、令和 8 年度から D B O 事業として開始を予定している「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」において実施するものとしている。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 水道システムの再構築について

浄水場の廃止や規模の縮小を含めた水道システムの再構築については、湖都大津・新水道ビジョンに基づき、広域化や官民連携を見据えながら進めることになっており、令和 7 年度には、膳所浄水場の更新改良のあり方を定める基本設計業務を実施するが、引き続き、新瀬田浄水場についても、水道関係課との連携のもと、その検討を進める必要がある。

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの

1 水道に関するPR活動の推進について

6月1日から7日にかけて全国的に展開される「水道週間」に浄水場一般公開や小学校の社会科学習における施設見学を実施する。浄水場の紹介動画については、企業戦略・危機対策室と連携し引き続きインターネット上で公開し水道のPR活動を行う。

浄水整備推進室

I 室の事務概要

- ① 民間事業者による水道施設の整備及び管理の推進に関すること。
- ② 大津市浄水施設等整備・運営審査委員会に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務について

「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」（ＤＢＯ事業）の実施方針、要求水準書（案）の公表、実施公告に必要な書類等の作成を含め、事業契約締結までの事業者選定支援を業務内容とし、公募型プロポーザル方式にて令和６年度当初に発注し、当該業務委託を活用し、ＤＢＯ事業の事業者選定を進めている。

なお、当該業務委託は、その内容から業務の一貫性が求められるため、事業者選定期間である令和７年度までの債務負担行為を設定し、業務期間を２カ年として発注している。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業について

当該事業については、真野浄水場（真野取水場を含む。）、仰木低区配水池、真野低区配水池の更新改良業務及び浄水場、配水池、加圧施設等の施設（管路を除く。）の運転維持管理業務を事業者に一括して発注するDBO事業として、令和7年1月17日に公募型プロポーザル方式による事業者選定の実施を公告し、合わせて募集要項等を公表し、令和8年度からの事業開始を目指し、事業者選定を進めている。

令和6年7月には実施方針、要求水準書（案）を公表し、質問回答、希望する事業者との対話、契約書（素案）等の公表を経て公告し、その後も募集要項等公表資料に関する質問回答をするなど、事業者選定を丁寧に進めている。

今年度は、参加資格審査により参加資格が認められた応募者との競争的対話を経て、大津市浄水施設等整備・運営審査委員会において、8月1日を提出期限とした提案書の審査を行っていただき、同委員会からの最優秀提案の答申を受け、優先交渉権者を選定する。

その後、10月下旬には優先交渉権者と基本協定を締結し、12月下旬には事業契約を締結し、運転維持管理業務の引継ぎ期間を経て、令和8年4月より事業に着手する。

なお今後、市議会に事業概要、事業者選定スケジュール、事業費の物価変動の対応等について適宜に説

明するとともに、事業契約締結前に、事業者選定結果等について報告することを予定している。

2 大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会について

令和7年度には、第2回から第5回まで、計4回の開催を予定しており、第2回審査委員会では、現地見学と事業者選定の進捗の確認、第3回審査委員会では事業者の提案内容の確認、第4回審査委員会では事業者によるプレゼンテーションと提案書の採点、第5回審査委員会では、最優秀提案の答申と審査講評についての審議を予定している。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の管理について

当該業務は、本市水道事業経営にとって将来を見据える重要な事業であり、事業契約締結に至るまでの綿密なスケジュール管理、進捗管理を実施していく必要がある。

また、今後の物価上昇によっては、総事業費の上振れが懸念され、水道事業経営に多大な影響を与えることとなるため、物価動向に留意しつつ対応を検討していく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水質管理課

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水源、原水、浄水(処理過程のものを含む。)及び給水栓水等の水質調査に関すること。
- ② 浄水処理技術に係る実験及び研究に関すること。
- ③ 浄水処理の水質に関する指導、助言及び支援に関すること。
- ④ 課の一般庶務に関すること。

検査グループ

- ① 水源、原水、浄水(処理過程のものを含む。)及び給水栓水等の水質試験に関すること。
- ② 水質に係る情報の収集及び統計に関すること。
- ③ その他水質試験に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 水質検査業務について

お客様にお届けする水道水が水道法で規定される水質基準に適合し、常に安全で良質であることを確認する。また、5つの浄水場の原水、浄水等の処理過程の水質についても検査を実施する。

(1) 水道法にかかる検査

- ① 定期水質検査（第20条）・・・ 毎日検査：色、濁り、消毒の残留効果：毎日1回
基準項目検査：51項目検査：年4回、9項目検査：毎月1回
- ② 臨時水質検査（第20条）・・・ 水質が汚染される恐れがある場合に行う水質検査
- ③ 給水開始前検査（第13条）・・・ 水道施設の新・増設及び改造等に伴う給水開始前の水質検査
- ④ 検査請求による検査（第18条）・・・ お客様からの問い合わせ等（検査請求）に伴う水質検査

(2) その他の水質検査

- ① 毎週検査・・・ 浄水処理過程、水道水の水質チェック
- ② 水質管理目標設定項目検査・・・ 水質管理上注意すべき項目の水質検査

2 水質検査受託業務について

水道事業の発展的広域化の一環として、隣接する水道事業体からの依頼に伴う水質検査を実施する。

- ① 栗東市からの受託・・・定期検査（基準項目検査、水質管理目標設定項目検査等）、随時検査
- ② 草津市からの受託・・・随時検査

3 水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）の運用について

本市は、公益社団法人日本水道協会より水道G L Pの認定を受けている。今後も水道G L Pに基づいた水質検査を適切に実施し、検査結果の信頼性確保と検査技術の向上に努める。

4 水質管理業務について

水源から末端の水道水に至るまでの水質を確認し、浄水処理に関して助言を行うことにより水質管理の徹底を図る。また、かび臭発生時期に船舶による琵琶湖南湖の調査を行い、プランクトン藻類の出現状況やかび臭物質濃度の把握に努める。

5 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表について

水道水の安全性について広く市民の皆さまにご理解をいただくため、水質検査計画（年度開始前）、基準項目検査結果（検査終了後随時）及び水質年報（年度終了後）などホームページを通じて情報公開に努めている。

6 水質検査機能の充実について

分析機器の長期整備計画に基づき、計画的に機器更新を行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 P F O S 及び P F O A の水質基準格上げへの対応について

P F O S 及び P F O A については、現在「水質管理目標設定項目」に位置付けられており、当課では年4回の検査を実施しているが、令和8年4月に水道法で定める「水質基準項目」へ格上げされる見込みで

ある。来年度以降は当課で実施する検査はG L P 検査として実施する必要があるため、今年度中に妥当性評価の実施やG L P 事務局への申請等必要な対応を行う必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

下水道計画課

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① 下水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 交付金及び県費補助等の事務に関すること。
- ③ 流域下水道建設負担金に関すること。
- ④ 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会に関すること。
- ⑤ 各種委員会、協議会等に関すること。
- ⑥ 下水道業務継続計画（ＢＣＰ）に関すること。
- ⑦ 下水道事業の基本計画、長期計画等の策定、都市計画決定及び事業計画に関すること
- ⑧ 下水道耐震化計画、ストックマネジメント計画等の計画策定に関すること。
- ⑨ 大規模開発等の事業調整に関すること。
- ⑩ 流域下水道の計画区域外流入の県との協議、申請に関すること。
- ⑪ 雨水渠の計画策定に関すること。
- ⑫ 開発事業、下水道法により新設された雨水渠に関すること。

- ⑬ 開発事業、下水道法により新設された管渠施設の検査に関すること。
- ⑭ 下水道台帳（汚水、雨水）に関すること。
- ⑮ 下水道維持管理システムの運用に関すること。
- ⑯ 課の一般庶務に関すること。

業務管理グループ

- ① 公共下水道に係る財産の統括管理に関すること。
- ② 公共下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。
- ③ 公共下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。
- ④ 流域下水道使用承認申請に関すること。
- ⑤ 流域下水道接続点及び特定事業場等の調査・指導及び下水道の水質に関すること。
- ⑥ 公共下水道の供用開始に関すること。
- ⑦ 地元3会館関連他に関すること。
- ⑧ 水環境再生事業の推進に関すること。（雨水貯留浸透施設設置助成）
- ⑨ 下水道資産（汚水、雨水）の総括的管理に関すること。
- ⑩ 下水道施設（汚水、雨水）の占用許可及び更新に関すること。

⑪ 下水道用地（汚水、雨水）の賃貸借に関すること。

⑫ 排水設備設置義務免除許可事業者に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会について

大津市公共下水道事業終末処理場の建設及び運営について、地元住民から意見を聴取し、より良好な環境を整えるために、水再生センターにおいて定例会を毎年度開催しており、今年度についても開催を予定している。今後は、地元住民に対する終末処理場再構築事業の報告が主な議題となる。

2 下水道関係の計画策定、統計整理

（１）大津市公共下水道事業計画変更業務

（２）雨水管理総合計画変更業務

- (3) 雨水出水浸水想定区域の指定
- (4) 下水道事業の整備結果の統計的整理（整備区域、整備人口等）
- (5) 大津市下水道維持管理システム保守

3 受益者負担金の賦課徴収について

下水道受益者負担金の適正な賦課徴収を引き続き行う。

4 下水道排水水質の監視等について

(1) 特定事業場の監視・指導

下水道使用事業場における水質監視、除害施設の設置指導を行う。

(2) 流域下水道接続点等における水質等の監視

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水について、滋賀県流域下水道接続等取扱要綱に基づき接続点での水質等の調査を実施する。

(3) 排水設備設置義務免除排水水質の監視等について

排水設備設置義務が免除された事業場から公共用水域へ排出される排水の水質監視を行う。

5 下水道資産等の総括管理について

ポンプ場用地や管路用地、下水道管渠などの下水道資産の総括的管理（財産的管理）を行う。

6 雨水貯留浸透施設の整備（雨水貯留タンク、ますの設置費用助成）

雨水貯留浸透施設設置助成事業を行う。

助成実施予定件数 50カ所

7 下水道BCPに基づく訓練の実施について

大津市下水道業務継続計画に基づき、各種訓練を関係機関と連携して実施し、職員の意識向上及びBCPの定着を図る。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 下水道事業に係る国庫交付金の確保について

終末処理場再構築や下水道管渠の改築更新等、下水道事業を計画的に進めていくためには、国庫交付金の確保が最重要課題となっている。

については、引き続き、効果的な国県要望を実施し、国庫交付金の確保に努めていく必要がある。

2 技術の習得・維持向上について

安心、安全で安定し持続可能な下水道施設の維持管理をする上で最も重要なのは、職員の専門的技術の習得・維持向上であり、その観点から、現場でのOJTを引き続き実施し、職員のレベルアップを図っていく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

下水道整備課

I 課の事務概要

北部整備グループ、南部整備グループ

- ① 下水道の管渠及び中継ポンプ場の工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ② 下水道施設の地震対策工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ③ 下水道管渠のストックマネジメント計画（雨天時浸入水対策含む）等に基づく改築更新に関すること。
- ④ 中継ポンプ場の施設整備、統廃合工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ⑤ 管路施設（汚水、雨水）の移設に関すること。
- ⑥ 合流式下水道の改善施設の整備に関すること。
- ⑦ 下水道の整備に係る補償に関すること。
- ⑧ 雨水渠の整備工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ⑨ 瀬田浦クリーク水質浄化事業に関すること（南部整備グループにおいて対応）
- ⑩ 雨水渠施設の改築更新（調査、工事）等に関すること。
- ⑪ 課の一般庶務に関すること（南部整備グループにおいて対応）

管渠管理グループ

- ① 管路施設（汚水、雨水、合流式下水道）の維持管理、補修に関すること。
- ② 管路施設（汚水、雨水、合流式下水道）の清掃・浚渫・点検及び調査に関すること。
- ③ 管路施設（汚水、雨水）の移設に関すること。
- ④ 下水道施設の法定点検に関すること。
- ⑤ 下水道法第16条に伴う公共汚水枳、取付管の現地検査に関すること。
- ⑥ 包括的民間委託に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 汚水管渠整備事業について

未整備地区の解消を図り、汚水管渠整備を引き続き推進する。

令和 7 年度末見込み 下水道普及率 98.5%

整備面積 2.9ha 管渠延長 0.5km

主な工事箇所

大物、北小松、堅田一丁目、和邇北浜の管渠整備

坂本八丁目、南小松の管渠移設

2 下水道地震対策事業（管渠）について

平成 30 年度に策定した「大津市下水道総合地震対策計画」（Ⅱ期計画：平成 30 年度から令和 9 年度まで）に基づき耐震対策事業を進める。

主な工事概要

大津膳所北幹線耐震化工事（におの浜四丁目ほか） 管更生 L = 152m

南大萱 1 号幹線耐震化工事（大萱三丁目ほか） 人孔更生 N = 5 基

南大萱 1 号・2 号幹線耐震化工事（大萱二丁目ほか） 管更生 L = 236m

3 下水道施設の改築更新事業（管渠）について

令和5年度に策定した「大津市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠の改築更新事業を進める。

主な工事概要

下水道管渠改築工事（坂本三丁目）	管更生	L = 60m
下水道管渠改築工事（衣川二丁目）	管更生	L = 90m
下水道管渠改築工事（中央一丁目ほか）	管更生	L = 260m
下水道管渠改築工事（木下町ほか）	管更生	L = 613m
下水道管渠改築工事（神領二丁目ほか）	管更生	L = 420m
下水道管渠改築工事（関津三丁目ほか）	人孔防食ライニング	N=6基

4 雨水渠整備事業について

浸水被害の軽減を目的として、緊急かつ重要度の高い河川から計画的に雨水渠の整備を実施する。

主な工事概要

湖南中部処理区	殿田川（大將軍一丁目）	φ900mm	延長	260m
---------	-------------	--------	----	------

5 下水道管渠の維持管理について

下水道管路施設については、管渠の老朽化や沈殿物の堆積等による管渠の閉塞を防止するため、包括的民間委託業務により点検・清掃作業を実施し、引き続き迅速かつ適切な管渠の維持管理に努める。

また、令和9年度からの次期契約に向け、令和7年度中に業務内容の見直しを進める。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 下水道管破損に起因する道路陥没等の対策について

令和7年1月、埼玉県八潮市にて発生した大規模陥没により、既設下水道管の健全性が注目されている。

国からも下水道事業者に適切な調査・点検・報告の指示が発出されている。

令和7年3月には、国から「2m以上の污水管、雨水管の調査」について指示が発出され、迅速な対応が必要となっている。本市において調査の対象となったものは雨水管のみであったが、一定の口径以上の

污水管渠についても独自に調査を実施したところである。

今後も国からの指示の有無に関わらず、必要に応じて迅速に対策を講じる。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水再生センター

I 課の事務概要

施設管理グループ

- ① 終末処理場及びポンプ場の維持管理に関すること。
- ② 終末処理場の水質管理に関すること。
- ③ 汚泥共同処理に係る関係機関との協議、調整及び支出処理等に関すること。
- ④ 終末処理場及びポンプ場の利活用に関すること。
- ⑤ 下水処理技術の実験及び研究等に関すること。
- ⑥ 課の一般庶務に関すること。

施設整備グループ

- ① 終末処理場及びポンプ場の整備計画に関すること。
- ② 終末処理場及びポンプ場の調査、設計及び工事等の施行に関すること。
- ③ 開発事業のポンプ場に関する協議、指導及び検査等に関すること。

再構築推進グループ

- ① 終末処理場の水処理施設再構築計画に関すること。

- ② 終末処理場水処理施設再構築事業に係る調査、設計及び工事等に関すること。
- ③ 終末処理場及びポンプ場のＤＸ・ＧＸの推進に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

１ 施設の維持管理業務について

大津終末処理場・中継ポンプ場については、平成１９年度より安定した運転と効率的な維持管理を目的に包括的民間委託を行っている。

受託者 ウォーターエージェンシー・東山管理センター企業連合

業務期間 令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで（５カ年）

なお、実施にあたっては要求水準書において管理目標の達成率を定め、適切にモニタリングを行っている。

2 施設の整備事業について

「大津市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、国の交付金を活用し、機器の改築更新を行い、予防保全と長寿命化を進めていく。

3 大津終末処理場水処理施設再構築事業について

昭和44年に供用を開始した大津終末処理場は、水処理施設の老朽化が著しく進行し、耐震性能不足であることに加え、琵琶湖の水質保全に必要な窒素除去の高度処理化が図れていないことから、令和4年度より建て替えによる水処理施設の再構築に取り組んでいる。再構築事業は、「大津終末処理場水処理施設再構築計画」に基づき実施しているが、平成30年度の当初計画立案時からこれまでの間に急激な物価上昇など社会情勢の変化もあったことから昨年度に、新水処理施設の規模や再構築手順、概算事業費について見直しを行った。

再構築事業は、将来の人口減少に伴う流入量変動に対応できるよう全体を第0期から第4期に分け、約28年間にわたって段階的に実施する計画としており、令和7年度は、昨年度に引き続き、第1期の新1系水処理施設の建設（工事）を実施する。なお、当該工事については、今後、契約規定に基づき、工事の実施中に予期できない地中障害物が発見され地中杭の位置変更を行う必要が生じたこと及び賃金水準や

物価水準の変動が生じたことに伴う増額変更を行う予定である。

4 再生水等供給事業について

下水処理水及び再生水は、都市内に豊富に存在するエネルギー及び水資源としてその価値が注目されているが、その普及の度合いは社会的認知度などの問題があり不十分な状況にあることから、環境施策推進の一環として大津湖岸なぎさ公園（市民プラザ）再整備に係る P a r k－P F I 事業の対象公園施設に対し、隣接する大津終末処理場から下水処理水（下水熱利用）と再生水（親水・散水利用）を供給する滋賀県で初の取組を行っている。

令和５年度に大津市企業局再生水及び下水処理水の供給等に関する要綱を制定し、令和５年度から令和６年度にかけて再生水等の供給に必要な設備の整備を行った。令和７年１月には、供給先事業者と再生水等の供給に関する契約を締結し、再生水等の供給を開始したところであり、令和２５年４月まで供給を継続する予定となっている。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

大津終末処理場の水処理施設再構築事業について

水処理施設の再構築事業の工事期間は令和4年度から令和31年度までの約28年間と長期間になる見込みであるため、新施設の建設については、将来的な人口減少等に伴う下水道全体計画及び下水道事業計画の処理施設能力見直し、物価水準の変動など社会情勢の変化に対応できるよう、水処理施設の再構築計画について適時の見直しを行いながら、段階的に整備していく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

ガス計画整備課

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① ガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② ガス事業計画の策定に関すること。
- ③ ガス供給施設に関する企画及び調査に関すること。
- ④ ガス事業に係る資格管理及び研修教育に関すること。
- ⑤ ガス事業に係る災害対策及び復旧計画に関すること。
- ⑥ 外管工事資格に関する教育及び試験に関すること。
- ⑦ 課の一般庶務に関すること。

建設グループ

- ① ガス導管整備事業に係る工事の設計及び施工に関すること。
- ② ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工に関すること。

改良グループ

- ① 経年ガス導管及び経年連合内管の改良工事に係る設計及び施工に関すること。

- ② 局のガス事業以外の事業に起因するガス導管（内管を除く。）の移設工事に係る設計及び施工に関すること。
- ③ ガス導管の撤去に係る工事の設計及び施工に関すること。
- ④ ガス導管に近接する水道事業の工事の受付、協議、立会及び巡回に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 大津市ガス事業中長期経営計画の推進について

「大津市ガス事業中長期経営計画」に基づき、供給区域内の未供給地域の主要路線整備を行い、都市ガスの普及を図る。また、広範囲に安定したガス供給を確保するため、双方向からのガス供給（ループ化工事）を実施するべく中圧ガス導管の整備を行う。

開発事業に伴う供給申請など、新たなガス需要に対しても各申請に応じたガス導管の整備を行う。

さらに、計画的に地震に強いガス導管網の整備を行う。

2 今年度の事業計画について

(1) 未供給地域のガス導管整備

整備地区 和邇地区（和邇中浜ほか）

事業内容 低圧ガス導管 200A L = 240m

低圧ガス導管 100A L = 150m

(2) ループ化に伴うガス導管整備

整備地区 青山四丁目ほか

事業内容 中圧ガス導管 150A L = 880m

(3) 道路整備に伴うガス導管整備

整備地区 真野四丁目（都市計画道路 3・4・21 号線）

事業内容 低圧ガス導管 200A L = 210m

低圧ガス導管 300A L = 70m

(4) 供給申請に伴うガス導管整備（市内一円）

事業内容 低圧ガス導管 50A～200A L = 5,400m

(5) 耐震性ガス導管網整備

改良地区	長等二丁目ほか		
事業内容	ガス型継手鋳鉄管（低圧ガス） 100A～200A	L = 200m	
改良地区	坂本七丁目		
事業内容	SE継手被覆鋼管（低圧ガス） 75A	L = 160m	

(6) 経年管改良

改良地区	石山寺三丁目		
事業内容	アスファルトジュート巻鋼管（中圧ガス） 300A	L = 400m	
改良地区	勧学二丁目ほか		
事業内容	GM型継手鋳鉄管（低圧ガス） 100A～150A	L = 1,730m	
改良地区	月輪五丁目ほか		
事業内容	SGM継手被覆鋼管（低圧ガス） 50A～75A	L = 830m	

3 他工事に伴うガス管移設事業について

道路や河川などの公共工事及び民間工事で支障となるガス管の移設工事を水道工事と共同で実施する

ことにより、効率的なガス供給の確保を図っていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 大口径ガス配管材料の採用について

低圧導管に採用しているダクタイル鋳鉄管 300A の配管材料の一部が生産終了となることから、継続して低圧導管の整備及び更新を実施するため、耐震性及び耐食性に優れたポリエチレン管 300A の導入に向けて環境整備を行う。

2 技術の習得・維持向上について

安心、安全で安定し持続可能なガス施設の維持管理をする上で最も重要なのは、職員の専門的技術の習得・維持向上であり、その観点から、現場での OJT を引き続き実施し、職員のレベルアップを図っていく必要がある。

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

ガス管理課

I 課の事務概要

保安グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガスの内管漏えい検査業務）の管理、調整に関する
こと。
- ② 需要家保安に関すること。
- ③ 需要家保安に係る教育及び資格に関すること。
- ④ 経年埋設内管対策に関すること。
- ⑤ 業務用無線設備及び移動式ガス発生設備の維持管理に関すること。
- ⑥ ガス施設に係る災害対策及び教育訓練に関すること。
- ⑦ ガス導管（内管は除く。）の占用許可申請及び用地管理に関すること。
- ⑧ 課の一般庶務に関すること。

供給管理グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガス施設の点検・ガスの緊急保安・修繕業務等）の
管理、調整に関すること。

- ② ガス整圧器及び電気防食施設の改良工事の設計、施工及び維持管理に関すること。
- ③ ガバナ遠隔監視制御システムの維持、運用に関すること。
- ④ 液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。
- ⑤ ガス施設に係る災害防止に関すること。
- ⑥ ガス導管（内管は除く。）の維持管理及び点検、補修に関すること。
- ⑦ ガス修繕業務等に係る舗装本復旧に関すること。
- ⑧ 中圧ガス導管の巡回点検に関すること。

他工事グループ

- ① 送・配・給水管に近接する水道事業以外の工事（ガス事業を除く）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。
- ② ガス導管に近接するガス事業以外の工事（水道事業を除く）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。
- ③ 公共下水道管渠に近接する本市の下水道事業以外の工事の受付等に関すること。
- ④ 他工事に伴う緊急措置に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 需要家ガス設備の保安管理について

(1) 安全点検 約 3 1, 8 4 0 件 (瀬田北学区～瀬田学区及び和邇学区～下阪本学区)

(2) 経年埋設内管の改善推進 補助金利用 4 0 件／年

2 ガス導管漏えい検査について

ガス導管の漏えい検査を計画的に実施し、ガス漏えいの早期発見による保安の確保とガス事故の未然防止に努める。

- ・ 中圧 B、低圧路線 L = 3 1 1 k m ※ 1, 2 7 4 k m を 4 年間で 1 巡
- ・ 中圧 A 路線 L = 5 1 k m ※ 毎年実施
- ・ ガス型・白ガス鋼管路線 L = 5 k m ※ 毎年実施

3 供給施設の整備、点検について

ガス供給施設の整圧器、中圧バルブ、電気防食施設の定期点検の実施と、「ガバナ遠隔監視制御システム」での整圧器作動状況等の一括管理により、ガス事故の未然防止と事故や災害時の迅速な対応を図る。

また、中圧ガス導管防食設備更新については、対応年数の目安である２０年以上を経過したものを順次更新する。

- ・ ガバナ分解整備 6 力所
- ・ 中圧バルブ等整備点検 8 4 9 力所
- ・ 外部電源装置設置（丸の内） 1 基（R 6 繰越）
- ・ 選択排流器更新（藤尾） 1 基

4 ガバナ遠隔監視制御システム更新業務

ガバナ遠隔監視制御システムについては、平成１７年より運用を開始し、令和７年に２０年を迎える。

本システムについては、本庁舎に設置されている親局において、各子局に接続されたガス整圧器の稼働情報等を一括で管理しており、安定したガス供給には欠かせないシステムであることから、令和7年～令和11年の5カ年計画で全施設（70カ所）の更新を行う。

令和7年度事業費 7, 656万円

①親局ソフト更新

②子局

a. 更新 11カ所

b. 新設設置 1カ所（仮称 石山駅北口G）

c. 移設 1カ所（青山G）

5 災害対策について

企業戦略・危機対策室と密に連携を図り、災害及び事故対応を迅速に行えるよう訓練を実施する。

- ・大阪ガスネットワーク(株)と合同での大津幹線緊急初期活動訓練
- ・特定地下室等におけるガス漏れ初動訓練

6 企業局保安センターの運営管理について

大津市ガス特定運営事業等に係る附帯業務を実施する企業局保安センターの運営管理及び調整・連携を

強化し、モニタリングによりガスの更なる保安向上と安定供給に努める。

（月例報告会／毎月、四半期事業報告会 4 回／年、年度事業報告会 1 回／年）

7 他工事受付業務のデジタル化について

他工事（主に他事業者が上下水道、ガス施設に近接して実施する工事を指す。）受付業務については、時間や場所にとらわれずに申請が可能となるよう、企業局 D X 戦略に基づき令和 6 年 4 月より W E B 申請による受付業務の運用を開始し、W E B 申請の周知、広報を展開した結果、9 7 . 7 % と高い利用率を達成している。

今年度は、運用上の不具合や操作方法等の検証を実施し、改善や利便性の向上を図っていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 経年埋設内管（白ガス鋼管）の改善について

国によるガス安全高度化計画２０３０に基づき、経年埋設内管改善の推進を図るため、「経年埋設内管改善工事補助金制度」の積極的な活用を促し、早期の改善完了を目指す。

なお、国の方針に基づく保安上重要建物のうち未改善の公的施設物件については、改善や解体の計画の見込みが確認できており、準公的施設（民間の学校、病院、社会福祉施設、保育園の建物）についても、改善促進に努めていく。

・ 保安上重要建物の改善数 ⇒	1, 2 4 9 件／ 1, 8 5 0 件（進捗率 6 7. 5 %）
・ 木質系業務用建物の改善数 ⇒	1, 4 0 3 件／ 1, 8 3 6 件（進捗率 7 6. 4 %）
・ 一般住宅の改善数 ⇒	1 1, 6 5 2 件／ 2 9, 0 0 6 件（進捗率 4 0. 2 %）
計	1 4, 3 0 4 件／ 3 2, 6 9 2 件（進捗率 4 3. 8 %）

※改善数（分子）は令和７年３月末現在

※経年埋設内管（白ガス鋼管）の残存数（分母）は平成１１年４月時点

Ⅵ その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

4 参 考 資 料

令和 6 年度水道事業実績

項 目		実 績
行政区域内人口	人	342, 941
給水区域内人口	人	342, 199
給水人口	人	342, 105
給水戸数	戸	164, 471
給水区域内普及率	%	99. 97
1 日最大配水量 (A)	m ³	114, 958
1 人 1 日最大配水量	m ³	0. 336
年間配水量 (B)	m ³	39, 392, 892
1 日平均配水量 (C)	m ³	107, 926
1 人 1 日平均配水量	m ³	0. 315
年間有収水量 (D)	m ³	37, 392, 240

項 目		実 績
1 日平均有収水量	m ³	102, 444
1 人 1 日平均有収水量	m ³	0. 299
有収率 (D / B)	%	94. 9
負荷率 (C / A)	%	93. 9
生活用原単位	ℓ/ 日・人	242

令和 6 年度下水道事業実績

項 目		実 績
処理区域面積	ha	5, 808. 1
行政区域内人口	人	342, 941
計画区域内人口	人	342, 068
処理区域内人口（A）	人	337, 942
水洗化人口（B）	人	332, 461
行政区域内人口普及率	%	98. 5
水洗化率（B／A）	%	98. 4
下水道有収水量		37, 110, 014
	大津公共	12, 200, 564
	湖南中部	11, 524, 508
	湖 西	12, 905, 933
	藤尾公共	479, 009

令和6年度ガス事業実績

項 目		一般ガス導管事業
行政区域内人口	人	342,941
供給区域内人口	人	325,189
供給区域内戸数（A）	戸	150,331
託送供給戸数（B）	戸	103,198
供給区域内使用率（B／A）	%	68.6
1日最大受入ガス量	m ³	493,810
年間受入ガス量	m ³	121,585,144
1日平均受入ガス量	m ³	333,110
年間払出ガス量	m ³	125,090,482
1日平均払出ガス量	m ³	342,714

主要施設一覧

1 企業局研修センター

大津市晴嵐一丁目8番38号

鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積854.3m²

実習室 研修室 会議室 等

2 水道施設

(1) 浄水場 5カ所 (施設能力)

八屋戸浄水場 5, 200m³/日

真野浄水場 45, 000m³/日

柳が崎浄水場 45, 000m³/日

膳所浄水場 48, 800m³/日

新瀬田浄水場 37, 500m³/日

(2) 配水池 65カ所

(主要配水池)

(容 量)

比良配水池 2, 1 0 0 m³

木戸高区配水池 1, 2 6 0 m³

真野配水池 1 1, 4 6 0 m³

山上配水池 2 1, 0 0 0 m³

茶臼山配水池 5, 2 0 0 m³

一里山配水池 2 0, 0 0 0 m³

(3) 管路

送水管 1 6 k m

配水管 1, 5 3 5 k m

(4) 加圧施設

6 7 力所

3 下水道施設

(1) 終末処理場 4 力所

(計画水量)

水再生センター 8 8, 4 0 0 m³／日

(京都市石田水環境保全センター) 126, 000 m³/日

(滋賀県湖南中部浄化センター) 294, 500 m³/日

(滋賀県湖西浄化センター) 52, 500 m³/日

(2) 管渠延長

管 渠 1, 501.9 km

(3) 中継ポンプ場 142カ所

4 ガス施設

(1) 導管延長

本支管 1, 336 km

(2) ガス整圧器

地区整圧器 59施設

中圧A整圧器 11施設

(3) 液化石油ガス販売事業

1地点群 (外畑団地)

(4) 企業局保安センター東基地

大津市大江四丁目18番18号

鉄筋造 2階建て 延床面積165㎡

5 大津市企業局出資会社

(1) 株式会社 大津ガスサービスセンター

設 立 平成5年6月

店舗所在 本 店 大津市坂本三丁目15番18号

瀬田店 大津市大江四丁目18番16号

(2) 株式会社 パイプラインサービスおおつ

設 立 平成12年6月

店舗所在 大津市松山町9番12号

(3) びわ湖ブルーエナジー 株式会社

設 立 平成30年11月

店舗所在 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階